

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	市営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理事務
②事務の概要	<p>公営住宅法による公営住宅, 住宅地区改良法による改良住宅, 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅及び旭川市営住宅条例による市単独住宅の管理に係る事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により特定個人情報を取り扱う主な事務は, 次のとおり。</p> <p>①入居者の収入の申告に関する事務 ②家賃の決定に関する事務 ③家賃, 敷金等の減免に関する事務 ④敷金等の徴収に関する事務 ⑤家賃, 敷金等の徴収猶予に関する事務 ⑥入居の申込みの受理及び入居資格審査に関する事務 ⑦入居者の異動に関する事務 ⑧市営住宅の明渡請求に関する事務 ⑨入居者の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑩その他条例で定める事務</p>
③システムの名称	中間サーバ, 中間サーバコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
入居FILE, 世帯員FILE, 使用料FILE, 収入認定FILE, 所得FILEなど	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の19の項, 35の項及び61の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条, 第26条及び第46条の3 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項, 7の項, 10の3の項及び16の項 ・旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条, 第8条, 第11条の3及び第17条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供は対象事務ではない】 【情報照会の根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第2の31の項, 54の項及び85の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条, 第28条及び第43条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建築部市営住宅課
②所属長の役職名	市営住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目 総合庁舎1階 旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 電話0166-25-91
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目 第3庁舎3階 旭川市建築部市営住宅課管理係 電話0166-25-8510

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

